

行為の許可申請又は特別設置願の条件（別紙条件）

1 条件

- (1) 「**滝沢市公共下水道台帳**」の図面は、**公共下水道管路施設、その他の内容を明示・証明するものでないので、参考図として利用すること。なお、この台帳の利用により発生した直接または間接の損失、損害等について、滝沢市は一切の責任を負いません。**
- (2) 道路の掘り返し規制により、掘削できない場合があります。詳細については市道路課で確認すること。
- (3) 推進管など既設下水道の状況により、接続できない場合があります。
- (4) 当該工事の滝沢市道に係る道路占用の手続きは、申請者が行うこと。ただし、国道、県道については、市から道路管理者へ申請する。
- (5) 申請書に記載のない事項は「滝沢公共下水道（汚水）管路施設設計基準」を順守すること
- (6) 土地利用等の権利関係は当該許可又は承認の対象外なので、施工前に利害関係人の承諾を得ること。
- (7) 私道については、事前に道路利用者に工事内容を説明し、施工中又は施工後に苦情があった場合は、速やかに対応すること。
- (8) 施工管理については、「共通仕様書\_岩手県県土整備部」及び「下水道土木工事必携（案）\_公益社団法人日本下水道協会」に基づき施工すること。
- (9) 道路占用権利譲渡許可を受けるまで、設置した施設は申請者が管理すること。

2 提出書類

項目	特別設置	行為の許可
申請時書類	(1) 公共下水道特別設置願 (2) 位置図、平面図、構造図 (3) 下水道台帳㊟ (4) 材料承認図 (5) 道路占用許可申請書㊟  ※設置願の申請者印省略の時は委任状添付 ※提出部数各2部	(1) 公共下水道区域外流入相談票 (2) 行為の許可申請書 (3) 位置図、平面図、構造図 (4) 下水道台帳㊟ (5) 材料承認図 (6) 道路占用許可申請書㊟ (7) 公図、登記事項要約書 (8) 確約書（分担金等について）  ※申請書の申請者印省略の時は委任状添付 ※提出部数各1部
着工時書類	道路着手届・工程表㊟（工事日の7営業日前までに1部提出）	道路着手届・工程表㊟（工事日の7営業日前までに1部提出）
完了時書類	(1) 公共下水道特別設置完了届 (2) 位置図、平面図、構造図（竣工） (3) 下水道台帳㊟（竣工） (4) 工事写真 (5) 道路占用権利譲渡許可申請書、道路占用許可書㊟及び道路完成届㊟（写真除）  ※（5）は後日提出でも構いません。 ※提出部数各1部	(1) 公共下水道区域外流入完了届 (2) 位置図、平面図、構造図（竣工） (3) 下水道台帳㊟（竣工） (4) 工事写真 (5) 工事見積書 (6) 道路占用権利譲渡許可申請書、道路占用許可書㊟及び道路完成届㊟（写真除）  ※（6）は後日提出でも構いません。 ※提出部数各1部